

合意された議事録

(参考)

合意された議事録

本日ブリュッセルで署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定（以下「協定」という。）に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

1 協定のすべての規定に関し、条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、協定の解釈に影響を及ぼすものではないことが確認される。

2 協定第五条4の規定に関し、ユーラトムは、原子力の安全に関する条約の締約国となっていないユーラトムの加盟国が、二千四年五月一日に効力を生じたチェコ共和国、エストニア共和国、キプロス共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ハンガリー共和国、マルタ共和国、ポーランド共和国、スロベニア共和国及びスロバキア共和国の欧州連合の基礎を成す諸条約への加入のための条件及び加入に係る調整に関する議定書第六条の規定に従つてできる限り早期に締約国となることを確保するため、必要な措置をとることが確認される。

3 協定第八条の規定に関し、次のことが確認される。

- (a) ユーラトムの保障措置が、その域内における民生用のすべての核物質に適用されること。
- (b) 日本国に関する保障措置協定の実施により、日本国内におけるすべての原子力活動に係るすべての核物質について国際原子力機関の保障措置の適用が確保されること。

- (c) ユーラトムの加盟国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びフランス共和国を除く。）に関する保障措置協定の実施により、これらの加盟国の国内におけるすべての原子力活動に係るすべての核物質について国際原子力機関の保障措置の適用が確保されること。

4 協定第八条1(b)の規定に関し、次のことが確認される。

- (a) ユーラトムの加盟国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びフランス共和国を除く。）に関する保障措置協定は、同協定第二十三条の規定により、不拡散条約の締約国である非核兵器国であつて協定の効力発生後にユーラトムに加盟するものについても効力を生ずることとなること。
- (b) 二千四年五月一日にユーラトムに加盟した加盟国については、ユーラトムの加盟国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びフランス共和国を除く。）に関する保障措置協定（追加議定書により補足されたもの）が当該加盟国について効力を生ずるまでの間、当該加盟国と国際原子力機関との間

の保障措置協定及び追加議定書の適用により協定第八条1(b)の要件が満たされるものとする。

- 5 協定第八条3の規定に関し、国際原子力機関が同条2に定める保障措置をユーラトムの域内において適用しない場合には、日本国政府は、ユーラトム条約に基づくユーラトムの保障措置が当該域内において適用されていることの意義を認識しつつ、ユーラトムの保障措置制度の実効性に妥当な考慮を払うことが確認される。

- 6 協定第九条及び附属書Bの規定に関し、当該規定に定める再移転には、回収され、又は副産物として生産された核物質の受領締約者の領域的管轄の外への移転が含まれることが確認される。

- 7 協定第九条1及び附属書Bの規定に関し、原子力供給国の会合（原子力供給国グループ）において日本国政府及びユーラトムの各加盟国政府が行った誓約を考慮し、国際原子力機関の文書INFCIRC-254-Rev.6-第一部「原子力移転に関する指針」に従って受領締約者が得る保証は、同条1に規定する保証として認められることが確認される。また、供給締約者との間で原子力の平和的利用に関する協力のための二国間協定を締結していない核兵器国への再移転の場合には、附属書B(ii)に規定するものを除くほか同附属書に定める条件についての保証が得られることを要するが、同附属書(iii)に定める条件に係る

保証については、両締約者間で合意する他の保証によりこれを代替することが確認される。

8 協定第九条2の規定に関し、日本国政府はユーラトムに対し、関係の二国間協定について通報し、ユーラトムは日本国政府に対し、供給締約者の書面による事前の同意なしに品目を再移転することができる第三国の一覧表を通報することが確認される。また、日本国政府はそのような二国間協定について、ユーラトムは一覧表に記載される第三国について、それぞれ追加又は削除を随時行うことができるが、削除の場合には、関係する第三国がそのような再移転について適格でなくなる前に、他方の締約者と協議することが確認される。

9 協定第十条の規定に関し、協定の効果的な実施のため、次のとおり確認される。

- (a) ユーラトムは、日本国政府に対し、次の品目の最新の在庫目録を毎年提供する。
 - (i) 協定に基づいて移転された核物質であって再処理、濃縮及び燃料加工（混合酸化物燃料の加工を含む。）のための施設（両締約者によって指定されたもの）にあるもの。両締約者は、協定の効力発生の日に、指定される施設の一覧表を確認する。この一覧表は、両締約者の相互の同意により最新のものとすることができる。

(ii) 協定に基づいて移転された設備及び核物質ではない資材

(b) 日本国政府は、ユーラトムに対し、次の品目の最新の在庫目録を毎年提供する。

(i) 協定に基づいて移転された核物質

(ii) 協定に基づいて移転された設備及び核物質ではない資材

10 協定第十条の規定に関し、日本国政府及びユーラトムの関係加盟国政府は、協定の適用を受けるプルトニウムを含むプルトニウムの管理について、国際原子力機関の文書 I N F C I R C - 五四九「プルトニウムの管理に関する指針」に定める政策を採用していることが確認される。

11 協定第十一条及び附属書Cの規定に関し、日本国政府並びにユーラトムの加盟国政府及び場合により欧州委員会が協定の適用を受ける核物質についてとる防護の措置は、国際原子力機関の文書 I N F C I R C - 二五四 Rev. 六「第一部「原子力移転に関する指針」中の指針を満たすものであることが確認される。日本国政府並びにユーラトムの加盟国政府及び場合により欧州委員会は、防護の措置をとる際に、国際原子力機関の文書 I N F C I R C - 二二五 Rev. 四「核物質及び原子力施設の防護」中の勧告その他関連する国際的勧告を参照する。各締約者は、それぞれの治安状況に基づき、参照すべき勧告を決定

する。

12 協定第十二条3の規定に関し、日本国政府、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府及びフランス共和国政府が同条1に掲げる二国間協定についての合意された議事録に従って同条3に規定する核物質に関して報告を行う義務は、協定の効力発生後も引き続き効力を有することが両締約者により了解される。

13 協定第十二条4の規定に関し、協定の効力発生前に日本国とユーラトムの加盟国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びフランス共和国を除く。）との間で移転された核物質への協定の適用を容易にするため、両締約者は当該核物質の目録を作成することが確認される。

14 協定第十六条の規定に関し、協定の附属書の修正は、国際原子力機関の文書INFCIRC-254-Rev. 6-1第一部「原子力移転に関する指針」の進展を考慮して行われることが確認される。

15 協定第十七条2の規定に関し、当該規定の実施に関連して解釈に関する問題又は紛争が生じた場合には、両締約者は、協定第十五条2及び3に規定するものと同等の協議又は紛争解決手段により、これを解決することが確認される。

二千六年二月二十七日にブリュッセルで

日本国政府のために

河村武和

欧州原子力共同体のために

ピエバルダス